○金融庁告示第四十五号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都港区芝四丁目十番五号

○法務省告示第二百八十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年八月三十一日から効力を生ずる。

平成二十五年八月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道夕張郡由仁町長

○外務省告示第二百七十七号

平成二十五年七月二十二日にキンシャサで、コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　冨永純正在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ外務・国際協力・仏語圏大臣

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十八号

平成二十五年七月二十六日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加藤文彦在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アドハム・Ｉ・イクラモフ副首相

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十九号

ニュージーランド政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」の加入書を平成二十五年七月十六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十五年十月十六日にニュージーランドについて効力を生ずる。

（平成二十五年七月十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十号

チュニジア共和国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十五年七月十六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十五年十月十六日にチュニジア共和国について効力を生ずる。

（平成二十五年七月十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十一号

平成二十五年七月十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十八年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったタンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年七月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十二号

平成二十五年七月十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったコメリン灌漑（かんがい）計画（第二期第二段階）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年一月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十三号

平成二十五年七月十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十九年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャワ南線複線化計画（第三期）（調査・設計等のための役務）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年七月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十四号

平成二十五年七月二十三日にパリで、国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十五年八月十四日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定

日本国政府（以下「政府」という。）及び国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、

二千六年三月三日にパリで、「国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センターの設立に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定」（以下「二千六年協定」という。）が署名されたことを想起し、

二千六年協定が、署名された日の翌年から起算して五年目の年の末日に効力を失ったことを考慮し、

新たな協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定において、

1　「両当事者」とは、政府及びユネスコをいう。

2　「ＩＨＰ」とは、ユネスコの国際水文学計画をいう。

第二条　設立

政府は、日本国の法令の範囲内で、この協定の定めるところにより、ユネスコの賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（以下「センター」という。）を日本国の独立行政法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）の内部に設立するために必要な措置をとることに同意する。

第三条　協定の目的

この協定は、センターに係る両当事者間の協力に関する条件並びに関連する権利及び義務を定めることを目的とする。

第四条　法的地位

1　センターは、ユネスコから独立したものとする。

2　センターは、土木研究所の不可分の一部を成す。土木研究所は、日本国の法令に従い、その任務の遂行に必要な法人格及び法律上の能力（センターの活動に関連して、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を含む。）を有する。

第五条　目的及び任務

1　センターは、持続可能かつ統合的な河川流域の管理の目的で水に関連する災害の危険の影響を防止し、又は軽減するため、地方、国、地域及び地球的規模の段階において、そのような危険及びその危機管理の分野における研究、能力の開発及び情報交換の活動を行うことを目的とする。